

## 令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（20））

施策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理
担当部局名	訟務局訟務企画課
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。
政策体系上の位置付け	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 （IV-12-（1））
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修・打合せ会等を通じた訟務担当者の能力向上を図るとともに、事務合理化機器の積極的利用による事務処理の効率化を図ることにより、訟務組織における人的・物的体制の充実強化、国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理を図る。</li> <li>予防司法支援制度について、引き続き関係行政機関に対して周知活動を行うことにより、予防司法支援制度の積極的な利用促進を図る。</li> </ul>
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>争訟を適正・迅速に処理するため<sup>*</sup>には、訟務組織における人的・物的体制を充実させる必要があり、そのためには、職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることのほか、打合せ会等を通じて訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させるとともに、テレビ会議装置等の事務合理化機器を最大限活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要がある。</li> <li>各行政機関が現に有し又は将来予想される紛争について、早期に解決し又は未然に防止するための一助として、予防司法支援制度の積極的な利用促進を図る必要がある。</li> </ul>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第1項第31号<sup>*2</sup></li> <li>○裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第7条<sup>*3</sup></li> <li>○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）<sup>*4</sup></li> </ul>
政策評価実施予定時期	令和5年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	30年度～4年度
1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化	—	—	各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>争訟を適正・迅速に処理するためには、訟務組織における人的・物的体制を充実させ、これを強化することが極めて重要である。すなわち、人事異動により毎年4月に多くの訟務担当者が入替わりますが、新たに訟務の仕事を担当することになった職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることが不可欠となる。</p>			

また、打合せ会等を通じて訟務対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させることも重要となる。さらに、テレビ会議装置等の事務合理化機器を最大限活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要がある。

そこで、このような訟務組織における体制の充実の程度を、争訟の適正・迅速処理という目標達成の測定指標とすることにし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。

施策の進捗状況（実績）										
29年度		30年度					元年度			
平成29年度に開催した「研修」は、前年度との比較では、実施回数が減少しているが、平成25年度以降、全体として増加傾向にある。		平成30年度に開催した「研修」は、前年度との比較では、実施回数及び延べ日数は減少しているが、参加人数は増加している。					—			
平成29年度に開催した「打合せ会等」は、前年度に比較して、実施回数、延べ日数及び参加人数のいずれも増加している。		平成30年度に開催した「打合せ会等」は、前年度に比較して、実施回数及び延べ日数のいずれも増加している。								
事務合理化機器である「テレビ会議装置」は平成28年1月に全庁（51庁）に拡大したところ、前年度に比較して、利用回数及び延べ利用時間のいずれも増加している。		事務合理化機器である「テレビ会議装置」は、前年度との比較では、延べ利用時間が減少しているが、平成28年1月に全庁（51庁）に拡大して以降、利用回数及び延べ利用時間のいずれも増加傾向にある。								
2年度					3年度					
参考指標		年度ごとの実績値								
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
審理期間が2年以内であったものの率及び判決数	達成率（％）	87.1	86.4	85.6	86.2	85.9	83.2	集計中		
	判決数（件）	1,685	1,810	1,760	1,769	1,411	1,185	集計中		
	全判決数（件）	1,935	2,094	2,056	2,053	1,642	1,424	集計中		
研修	実施回数（回）	132	180	163	220	198	179	集計中		
	延べ日数（日）	255	323	302	356	364	299	集計中		
	参加人数（人）	2,834	3,964	3,800	5,152	4,465	4,471	集計中		
打合せ会等	実施回数（回）	123	142	146	146	160	171	集計中		
	延べ日数（日）	153	167	160	161	173	184	集計中		
	参加人数（人）	3,796	3,619	3,238	3,258	4,003	3,890	集計中		

研修のアンケート結果	とても有意義であった(人)	100	106	93	99	104	95	85			
	有意義であった(人)	64	49	49	46	46	35	64			
	どちらともいえない(人)	4	2	3	0	1	3	6			
	あまり有意義でなかった(人)	0	1	0	0	0	0	0			
	有意義でなかった(人)	0	0	0	0	0	0	1			
テレビ会議装置	利用回数(回)	637	836	1,477	2,091	2,234	2,459	集計中			
	延べ利用時間(時間)	1,177	1,544	2,109	5,148	6,412	6,150	集計中			
	導入庁数 <sup>*5</sup> (庁)	25	25	51	51	51	51	集計中			

測定指標	基準	施策の進捗状況(目標)	
		基準年度	30年度～4年度
2 予防司法支援制度の積極的利用の促進	—	—	予防司法支援制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
<p>訟務局、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門(訟務組織)は、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律的見解を述べたり、助言などを行う予防司法支援を実施している。これが積極的に活用されれば、紛争を未然に防止し、あるいは早期にこれを解決することが可能となる。また、予防司法支援により、訟務組織としても、あらかじめ争点、問題点等について検討しておくことができるため、現実に訴訟が提起された場合においても、より適正・迅速に訴訟を処理することができる。さらに、国が訴訟を処理するに当たっては、所管する行政機関の協力が必要不可欠であるところ、予防司法支援制度の積極的利用をきっかけとして、その協力関係が一層充実強化されるという効果も期待できる。</p> <p>そこで、予防司法支援制度の積極的利用の促進を測定指標とし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。</p>			
施策の進捗状況(実績)			
29年度	30年度		元年度
周知活動として、行政機関等に向くなどして予防司法支援制度の説明を799回行い、積極的な利用促	周知活動として、行政機関等に向くなどして予防司法支援制度の説明を535回行い、積極的な利用促		—

進を図った。なお、予防司法支援の事件数は前年度より増加し、3,846件であった。		進を図った。なお、予防司法支援の事件数は前年度に比較して減少しているが、全国展開を図った平成29年度以降、3,000件を超える水準を維持している。								
2 年度				3 年度						
参考指標		年度ごとの実績値								
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度	3 年度
予防司法支援事件数（件）		2,150	2,157	2,200	2,413	3,846	3,492	集計中		
行政機関等 予防司法支援 制度の周知 状況	打合せ会等での説明（回）	79	83	85	87	83	85	集計中		
	出向いての説明（回）	378	368	453	383	716	450	集計中		
	合計	457	451	538	470	799	535	集計中		

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			2 年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
①訟務事件の適正処理 （昭和22年度）	873百万円 （823百万円）	993百万円 （870百万円）	992百万円	951 百万円	1,2
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
<p>法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の事務合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、また、訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。</p> <p>達成手段の実施により、国の立場からの主張を行うための資料や執務環境が整備され、より適正かつ効率的な主張立証活動が可能となる。また、訟務事務を行うための人材の育成を効率的に行うことができ、訟務事務の習熟度の上昇を見込むことが可能となる。加えて、達成手段の実施により、予防司法支援制度の周知に必要な資料の作成や予防司法支援事件数そのものの上昇も見込むことができ、測定指標の上昇に寄与することができる。</p>				-	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			2 年度
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	当初予算額
	3,197百万円 （3,070百万円）	2,101百万円 （1,936百万円）	1,941百万円	1,921百万円

（注）平成29年度の執行額3,070百万円には、予備費使用額1,305百万円を含む。

平成30年度の執行額1,936百万円には、予備費使用額201百万円を含む。

\*1 国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から法と証拠に基づいた適切な主張立証を尽くすことは、裁判所の適切な事実認定と正しい法律の解釈適用に基づいた裁判の実現に資するものである。これによって、国の正当な利益が擁護されるとともに、個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ、ひいては行政活動は法律に基づいて実施されなければならないという法律による行政の原理が貫徹されることが国民から期待されている。この国民からの期待に応えるため、適切な訴訟活動を行うことが訴訟の適正な処理の内容となる。

また、訴訟の審理期間が長期化することは、訴訟の相手方である国民にとっても経済的、精神的に大きな負担になるため、訴訟当事者である国としても訴訟の迅速な処理に努める責務があり（裁判の迅速化に関する法律第7条1項参照）、これも、訴訟の適正な処理の重要な内容を成している。提訴から判決までにどの程度の時間が掛かるかという問題は、当該訴訟の内容や相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の要因にも大きく左右されるが、訴訟の当事者である国としても審理の迅速化に向けて最大限の対応をすることが求められている。

なお、係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」の以下のページに掲載している。

「係属中の主な訴訟の概要」([http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01\\_00024.html](http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html))

「最近の主な判決一覧」([http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01\\_00023.html](http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html))

\*2 「法務省設置法」(平成11年法律第93号)

(任務)

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

2・3 (略)

(所掌事務)

第4条 法務省は、前条第1項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十 (略)

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

三十二～三十九 (略)

2 (略)

\*3 「裁判の迅速化に関する法律」(平成15年法律第107号)

(裁判の迅速化)

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

2・3 (略)

(当事者等の責務)

第7条 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第2条第1項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

\*4 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説」(平成17年1月21日)

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

\*5 「導入庁数」

テレビ会議装置の導入庁数は、年度末までに導入されている庁を示しており、平成27年度末までに全51庁に導入済みである。